

四万十市
循環型社会形成推進地域計画
(変更)

四万十市

令和2年11月

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	高知県四万十市
面 積	632.3km ²
人 口	34,688 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）

表 1 地域内の面積及び人口の内訳

（内訳）

市町村名	面積（km ² ）	人口（人）
四万十市	632.3	34,688

(2) 計画期間

本計画は、平成 28 年 4 月 1 日から**令和 4 年 3 月 31 日**までの 6 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

四万十市は、平成 17 年 4 月 10 日に旧中村市と旧西土佐村が合併して誕生した。旧中村市は古くから高知県西部における経済の中核都市として栄え、旧西土佐村は峡谷型の純農村として良質の木材を産し、古くは水運の拠点として栄えていた。

近年は旧両市村を流れる四万十川の豊かな自然により、水産資源はもとより、観光や体験型の修学旅行等、文化的財産価値によりその知名度は高い。

しかしながら、四万十川も近年は変貌しつつあり、水産資源の減少をはじめ、水質の低下が課題となっている。この水質低下の要因として挙げられるのが、市民の日常生活と関係の深い生活排水が大きな割合を占めることが明らかにされており、清流保全のためには全市的な取組みを展開していかなければならない。今後は四万十川本線をはじめ、流域の支川等、地域の実状に応じ生活排水の処理を効率的に進める必要がある。

今後の生活排水処理事業においては既存の下水道整備事業、農業集落排水事業における都市部、農村部の一体的な整備から、民家の点在する地域において設置コストの有利な個人設置型での生活排水処理を進める。

また、本市の一般廃棄物処理は、ごみ・し尿ともに市全域を計画処理区域とし、ごみ処理は、幡多広域市町村圏事務組合及び幡多中央環境施設組合を中心に、し尿及び浄化槽汚泥は、本市内の 2 箇所のし尿処理施設で処理している。

現在、本市及び本市が加入する一部事務組合を主体とする一般廃棄物処理施設は、概ね良好な状態を維持しているが、これらのうち、旧幡多郡西土佐村時代から本市西土佐地区のし尿及び浄化槽汚泥を担っているクリーンセンター西土佐では、平成 15 年 4 月の稼働開始以降、長期間の使用により、主要設備の損耗が目立つようになってきたことから、今後継続して施設を運営していくためには、主要機器の更新を含めた大規模な修繕が必要となっている。

地域の生活排水処理は、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の普及により、衛生処理率が向上している。また、一方で社会情勢の変化により、廃棄物処理における温室効果ガス削減やストックマネジメントによる既存施設の長寿命化が要求されている。

本計画は、このような現状を踏まえ、クリーンセンター西土佐において、単なる設備更新だけではなく、長寿命化と高効率化を達成すべく、長寿命化計画を策定し、これに沿った効率的な基幹的設備改良を実施するとともに、今後さらなる生活排水の衛生処理を推進するため、地域の合併処理浄化槽の普及を図るものである。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理の状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、12,018 トンであり、集団回収量は 590 トンである。再生利用される「総資源化量」は 3,171 トン、リサイクル率（＝(直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量)／(ごみの総処理量)）は 25.2 パーセントである。

中間処理による減量化量は 9,437 トンであり、排出量のおおむね 79 パーセントが減量化されている。また、最終処分量は 0 トンである。

なお、中間処理量のうち、溶融処理量は 11,324 トンである。平成 14 年 12 月より地域内のごみを処理している幡多クリーンセンターでは、余熱利用として発電を行っている。

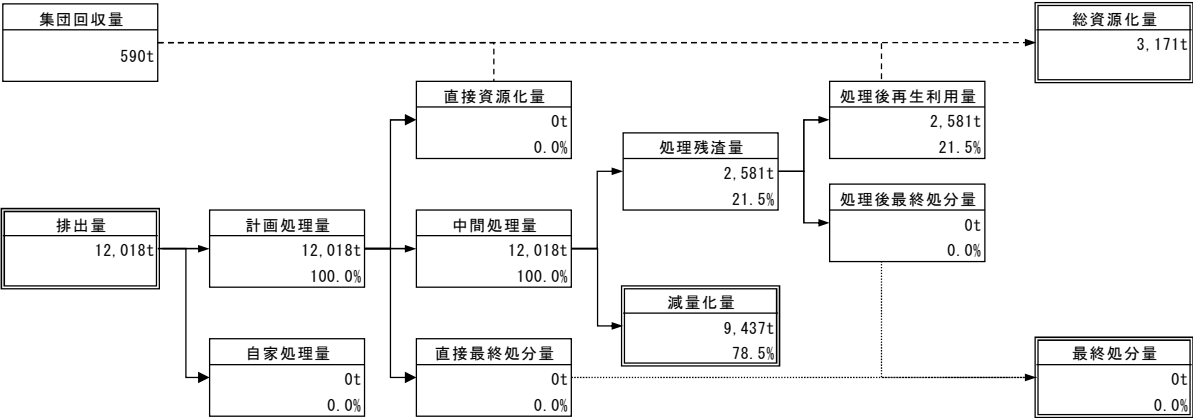


図 1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成 27 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 34,688 人であり、汚水処理人口は 28,079 人、汚水処理人口普及率は 80.9 パーセントである。

し尿発生量は 10,806kL/年、浄化槽汚泥発生量は 12,658kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 23,464kL/年である。

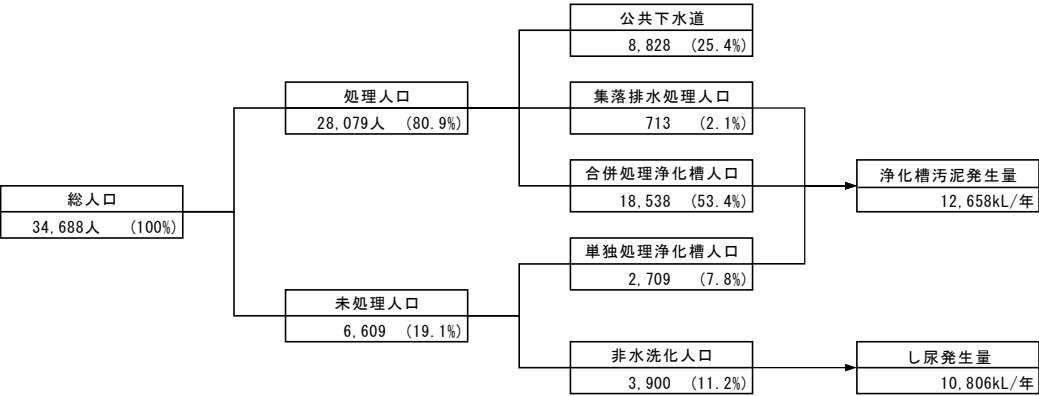


図 2 生活排水処理の現状フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2 及び図 3 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※ ¹ ） （平成 27 年度）	目標（割合※ ¹ ） （令和 4 年度）
排出量	事業系 総排出量	3,132 トン	2,620 トン (-16.3%)
	1 事業所当たりの排出量※ ²	1.31 トン/事業所	1.14 トン/事業所 (-13.0%)
	生活系 総排出量	8,886 トン	7,490 トン (-15.7%)
	1 人当たりの排出量※ ³	237 kg/人	214 kg/人 (-9.7%)
	合計 事業系生活系排出量合計	12,018 トン	10,110 トン (-15.9%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン (-)	0 トン (-)
	総資源化量	3,171 トン (25.2%)	2,940 トン (27.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 （年間の発電電力量）	3,427 MWh	2,880 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)

※¹ 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※² (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※³ (1 人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

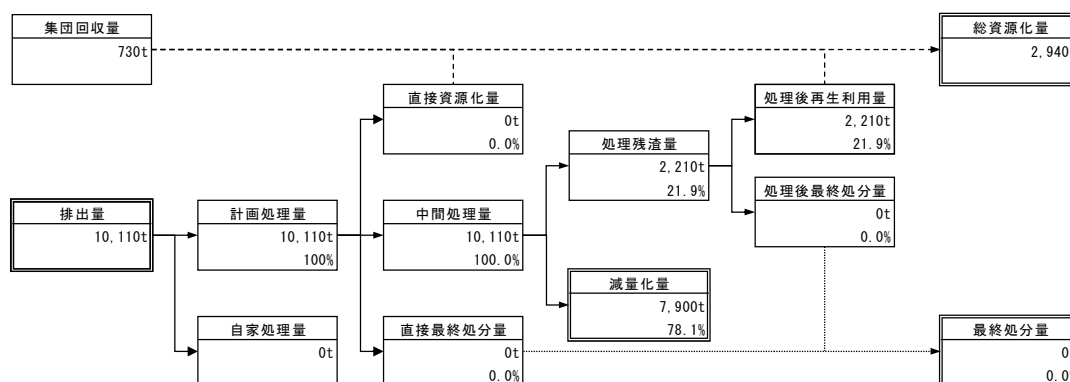


図 3 目標達成時の一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 3 に掲げる目標のとおり、公共下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備等により衛生処理人口の拡充に取り組むものとする。

表 3 生活排水処理に関する現状と目標

指 標		平成 27 年度実績		令和 4 年度目標	
処 理 形 態 別 人 口	公共下水道	8,828	人 (25.4%)	8,226	人 (25.6%)
	農業集落排水施設等	713	人 (2.1%)	673	人 (2.1%)
	合併処理浄化槽等	18,538	人 (53.4%)	18,860	人 (58.7%)
	未処理人口	6,609	人 (19.1%)	4,379	人 (13.6%)
	合 計	34,688	人	32,138	人
し尿 ・ 汚泥 の量	汲み取りし尿量	10,806	キロリットル	8,688	キロリットル
	浄化槽汚泥量	12,658	キロリットル	13,054	キロリットル
	合 計	23,464	キロリットル	21,742	キロリットル

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

本市では、収集ごみ及び直接持込ごみに区分し、表4のとおり料金を課金している。

収集ごみについては、指定袋を媒体として重量により課金し（町村により異なる）、小売店前納方式により処理料金を徴収している。一方、直接持込ごみについては、均一従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。

本計画対象地域である本市については、現在この有料化方法が確立されており、今後この体制を継続することとするが、必要な場合には随時見直しを行うものとする。

表4 四万十市におけるごみ処理料金の現状

区 分	四万十市
収集ごみ	指定袋：大 60 円/枚
	小 50 円/枚
	特小 30 円/枚
粗大ごみ	指定証票： 100 円/個
最終処分	
直接搬入ごみ (幡多クリーンセンター)	事業系： 130 円/10kg
	生活系： 130 円/10kg

イ 普及啓発

市民が日常生活の中に「ごみを持ち込まない、ごみを作らない、ごみとしない」という自主的な行動がとれるよう、市公報やイベント等を通じて啓発を図る。

また、事業系ごみの減量化についても、排出状況を確認しながら効果的な指導を行う。

ウ 助成

ごみ発生抑制、再使用のための助成制度は、過去に実施していたが、現在は行っていない。今後、助成することで循環型社会形成が進展するような施策があれば、検討する。

エ マイバッグ運動・レジ袋対策

レジ袋無料配布中止店舗拡大とレジ袋削減協力店での取り組みを促進し、マイバッグ持参率の向上を図る。

また、市内約 100 店舗の市指定ごみ袋販売店（スーパーマーケット等の小売店）にレジ袋削減と簡易包装の協力を呼びかける。

オ その他

「ごみ減量チャレンジ事業」として、市内の各地区及び福祉事業所が再資源化業者と直接契約し、売却益を地区の収入とすることで、ごみ減量とリサイクル率の向上を図る。

例年、一定の効果を得ており、リサイクル処理業者の収集処理能力に限りがあるが、今後はより良い形を探りながら事業の継続を図る。

カ 生活排水対策

1) 効率的・効果的な生活排水処理事業の実施

四万十川を擁する本市においては、文化的財産価値の高い四万十川の水質の改善及び保全を図るため、集落の形成状況や地理的条件を基にした生活排水処理事業を行う。

そのためには今後も公共下水道、農業集落排水、浄化槽設置整備の各事業を中心に、より低コストで効率的な生活排水処理事業に努める。

2) 浄化槽の整備

浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の整備を進める。

3) 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚染の原因となっていることから、既存の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進める。

4) 排出削減の推進

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット、三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及
- ・ 無リン洗剤、せっけんの使用

5) し尿・汚泥処理

汚泥等の再資源化を検討する。

6) 最終処分場

各排水施設から発生する汚泥、焼却灰等の最終処分物を適正に処分するために最終処分地の確保を図る。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 5 のとおりである。

現在、本市における生活系ごみの分別排出は、「普通ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」に分別し、収集しており、収集されたごみは、それぞれ対応する処理施設へ搬送される。

「普通ごみ」、「粗大ごみ」は幡多広域市町村圏事務組合幡多クリーンセンターへ運搬され、溶融処理されている。

「資源ごみ」は品目ごとに処理施設が分かれており、幡多クリーンセンターでは、紙類、ペットボトルの中間処理、乾電池の溶融処理並びに蛍光灯の集積・搬出を、幡多中央環境施設組合幡多中央環境センターではびん類の破碎選別を、本市西土佐ごみ処理場では缶類、びん類の選別を行っている。

尚、本市においては、中間処理施設からの資源化残渣は、「普通ごみ」とともに幡多クリーンセンターにおいて溶融処理しており、溶融処理生成物はすべてリサイクルされているため、最終処分の対象となる一般廃棄物は発生していない。

また、幡多クリーンセンターでは、エネルギー回収として廃熱を利用した発電が行われており、今後も継続される予定である。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、生活系ごみと同じ施設で中間処理を行っている。

事業系ごみ処理は、今後も現状の体制を維持していく計画である。

ウ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市の下水道終末処理施設から発生する下水汚泥については、幡多クリーンセンターで計画的に溶融処理している。今後も現状の体制を継続する計画である。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、下水道計画地域並びに農業集落排水処理地域における集合処理施設への接続を促進し、その他の地域における合併処理浄化槽の設置を推進していく。

し尿処理施設において発生する汚泥の資源化については、未定であるが、需要があれば検討する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 現在のリサイクル率を向上させるため、住民及び事業所等排出者への協力を求める。
- ◇ 汲み取り、単独処理浄化槽については、下水道計画地域における下水道への接続の推進、合併処理浄化槽への転換を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図る。
- ◇ 市内のし尿処理施設のうち、クリーンセンター西土佐について、長寿命化並びに二酸化炭素排出量削減を目的とした基幹的設備改良を行う。

表 5 四万十市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分			処理方法		処理施設等	H27 現状 (トン)
					一次処理	
普通ごみ			溶融（エネルギー回収）	発電	・ 幡多クリーンセンター 溶融施設	8,224
粗大ごみ						
資源ごみ	缶類、鉄、アルミ類		選別・圧縮	リサイクル	・ 幡多中央環境センター	70
	ビン類		破碎	リサイクル	・ 幡多中央環境センター	127
	PET ボトル		圧縮・梱包	リサイクル	・ 幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	15
	紙類				・ 幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	409
	古着・古布		集積	リサイクル	・ 拠点回収	15
	その他	蛍光灯		集積	リサイクル	・ 幡多クリーンセンター リサイクルプラザ
小型家電		・ 拠点回収	22			



分別区分		処理方法		処理施設等		R4 目標 (トン)
				一次処理	二次処理	
普通ごみ		溶融 (エネルギー回収)	発電	・ 幡多クリーンセンター 溶融施設	スラグ：売却 メタル：売却 飛灰：山元還元（民間）	6,880
粗大ごみ						
缶類、鉄、アルミ類		選別・圧縮	リサイクル	・ 幡多中央環境センター	売却	64
ビン類		破碎	リサイクル	・ 幡多中央環境センター	売却	117
PET ボトル		圧縮・梱包	リサイクル	・ 幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	売却	14
紙類				・ 幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	売却	377
古着・古布		集積	リサイクル	・ 市内回収ボックス	民間委託	14
その他	蛍光灯	集積	リサイクル	・ 幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	民間委託	4
	小型家電			・ 市内回収ボックス	民間委託	20

(p4 表 2 との関連について)

- ・ 家庭系ごみ量＝普通ごみ・粗大ごみ量＋資源ごみ量 H27：8,224+ (70+127+15+409+15+4+22) =8,886 (t) R4：6,880+ (64+117+14+377+14+4+20) =7,490 (t)
- ・ 表中の資源ごみは、集団回収量を除く。
- ・ 集団回収量 H27：紙類 499t、缶類、鉄、アルミ類 69t、PET ボトル 22t 計 590t R4：紙類 618t、缶類、鉄、アルミ類 85t、PET ボトル 27t 計 730t
- ・ p4 表 2 総資源化量は、表 5 資源ごみ量 (H27：662、R4：610 (t)) に事業系資源ごみ量 (H27：32、R4：30 (t))、溶融スラグ (H27：1,415、R4：1,180 (t))、飛灰 (H27：472、R4：390 (t))、集団回収量 (H27：590、R4：730 (t)) を含む。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 6 のとおり必要な施設整備を行う。

表 6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	し尿処理施設	クリーンセンター西土佐 基幹的設備改良事業	9kL/日	高知県四万十市 西土佐茅生 2 番地	H31～R2

(整備理由)

事業番号 1 老朽化した既存設備の更新により、長寿命化、高効率化、温室効果ガス排出量削減を達成するため

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 7 のとおり行う。

表 7 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基数 (基) 平成 27 年度	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	2,243	564	2,372	H28～R3
浄化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—
その他地方単独事業	—	—	—	—

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 8 のとおり計画支援事業を行う。

表 8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
21	クリーンセンター西土佐基幹的設備改良事業 (事業番号 1) に係る仕様書等作成事業	見積発注仕様書作成 見積設計図書審査等	H30

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 9 のとおり長寿命化計画策定支援事業を行う。

表 9 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
22	クリーンセンター西土佐基幹的設備改良事業 (事業番号 1) に係る長寿命化総合計画策定支援事業	施設延命化計画策定	H30

(5) その他の施策

ア リユース・リデュースの推進

家庭から排出されるごみの中で、まだ使用できるものを再使用するため、他自治体の先進事例を調査し、リユースの推進に取り組む。

また、繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の使用を呼びかけ、ごみの減量化を図る。

イ 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

排出される生ごみのうち、食べ残しや手つかずのまま捨てられる食品（食品ロス）を減らすことがごみの減量につながるため、市民や食品関連事業者と協力して食品ロスの削減に取り組む。

ウ 資源ごみの回収品目の調査等

現在、資源ごみとして回収していない品目の中で、資源化できるものがないか調査等を行い、資源ごみの回収品目の拡大について検討する。

エ 資源ごみステーションの増設

現在、本市の資源ごみステーションは約 250 カ所と少なく、ステーションまでの距離が遠い地区がある。

このため、資源ごみステーションを増設するとともに、市民が資源ごみを出しやすい環境を作る。

オ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器商品化法に基づく、適切な改修、再商品化がなされるよう、関係団体と協力して、普及啓発を行う。

カ 不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、区長や家庭ごみ減量推進員、周辺住民の協力のもと、監視・情報提供を求める。また、監視カメラや看板等の設置、不法投棄監視パトロールなどを実施しながら不法投棄のない環境づくりを目指す。

キ 環境美化活動の推進と支援及び環境マナーの向上

地域や団体の自主的な清掃に対し、ボランティア袋の無料配布やごみ回収を行い、ボランティアによる清掃活動を支援し、市民の環境への意識を高める。

また、市民や市内を訪れる観光客等にも、美化と環境を守るためのマナーの向上を図る。

ク 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制を確立する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、四万十市、高知県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

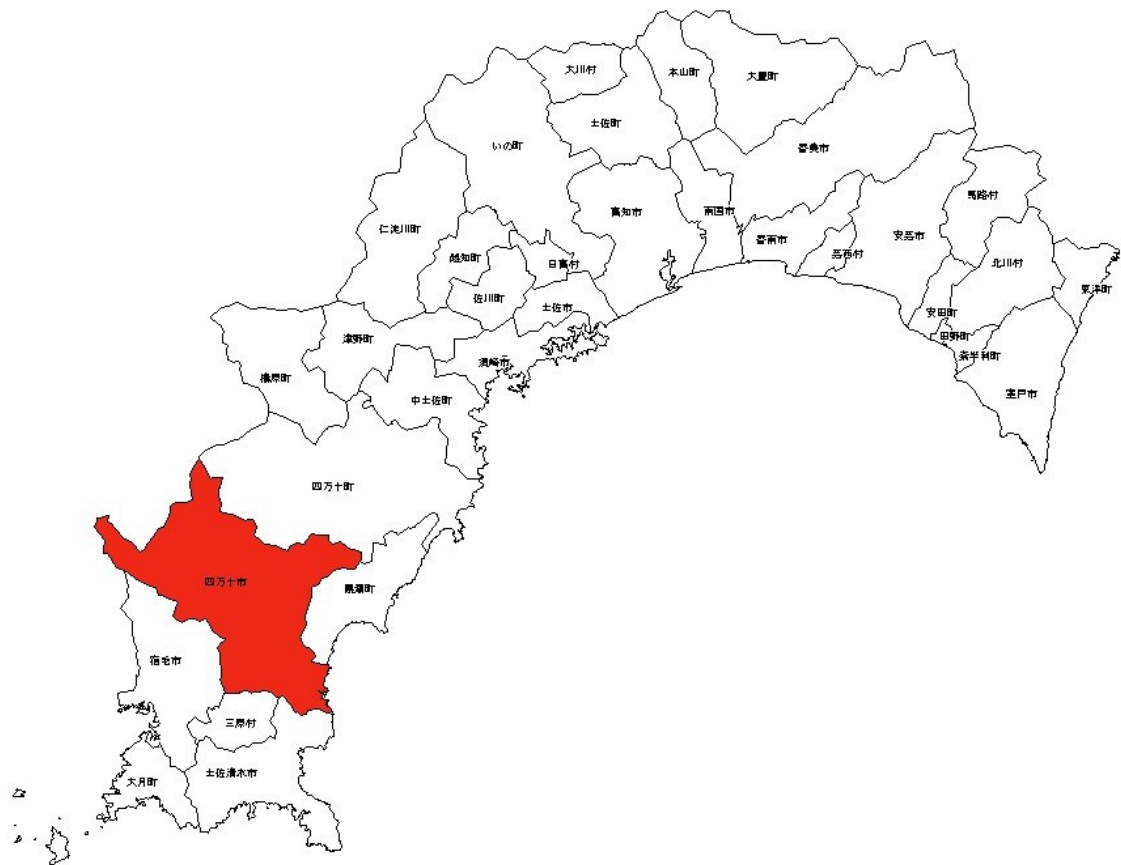
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

参 考 资 料



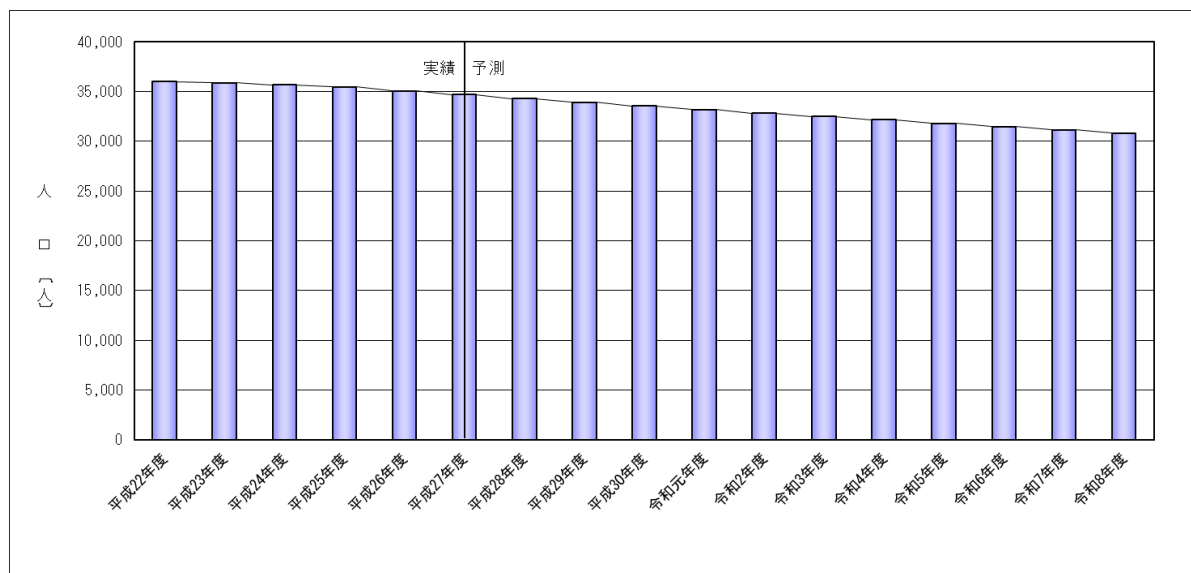
参考図-1 計画地域の位置図



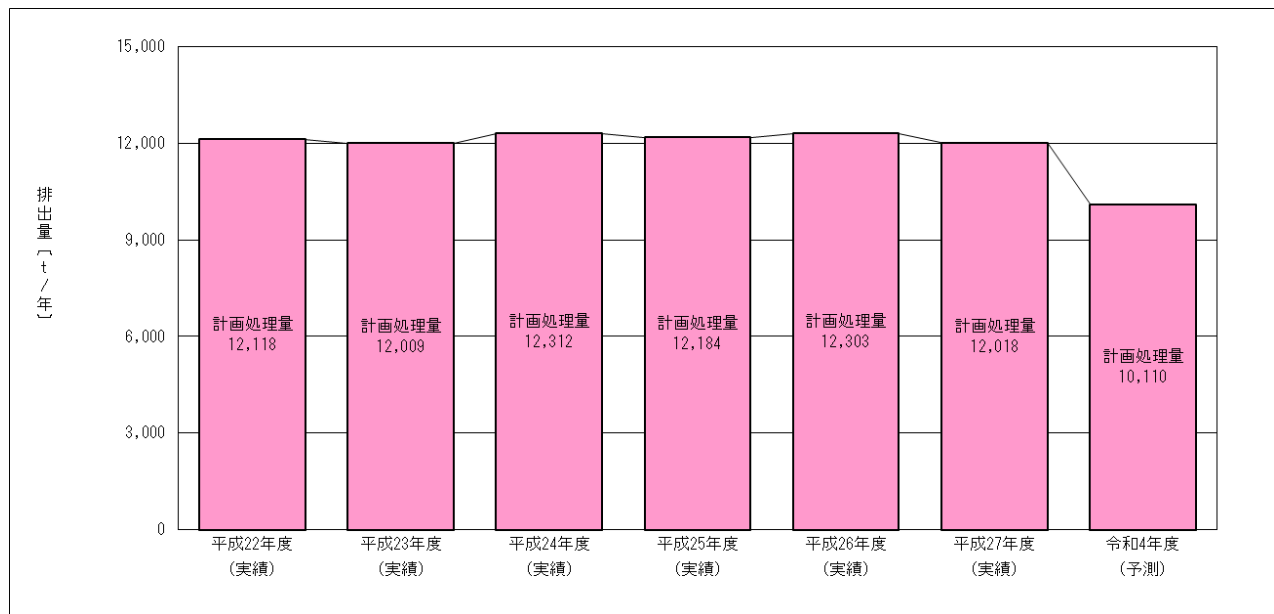
参考図-2 四万十市のごみ処理関連施設

参考表-1 四万十市の人口実績及び予測

年		四万十市
人 口 実 績	平成 22 年度	35,992
	平成 23 年度	35,853
	平成 24 年度	35,665
	平成 25 年度	35,450
	平成 26 年度	35,064
	平成 27 年度	34,688
人 口 予 測	平成 28 年度	34,294
	平成 29 年度	33,920
	平成 30 年度	33,546
	令和元年度	33,173
	令和 2 年度	32,800
	令和 3 年度	32,469
	令和 4 年度	32,138
	令和 5 年度	31,807
	令和 6 年度	31,477
	令和 7 年度	31,147
	令和 8 年度	30,817

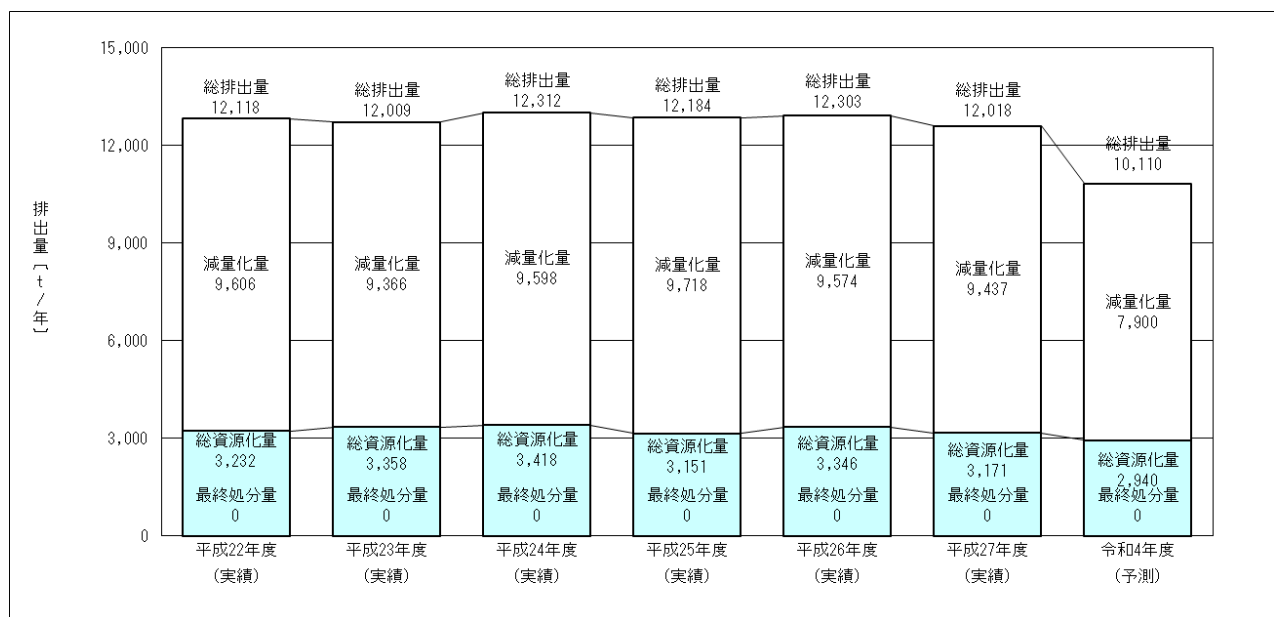


参考図-3 四万十市の人口実績及び予測



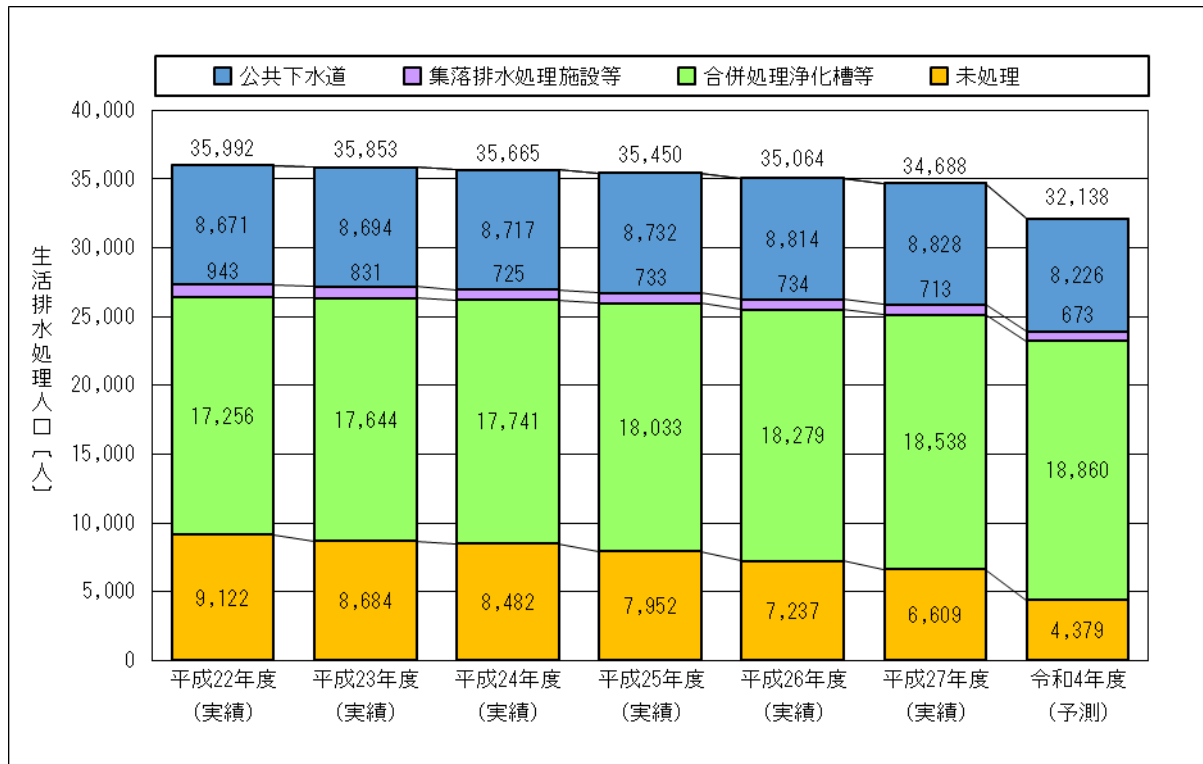
※自家処理量を除く

参考図-4 ごみ排出量の実績と目標

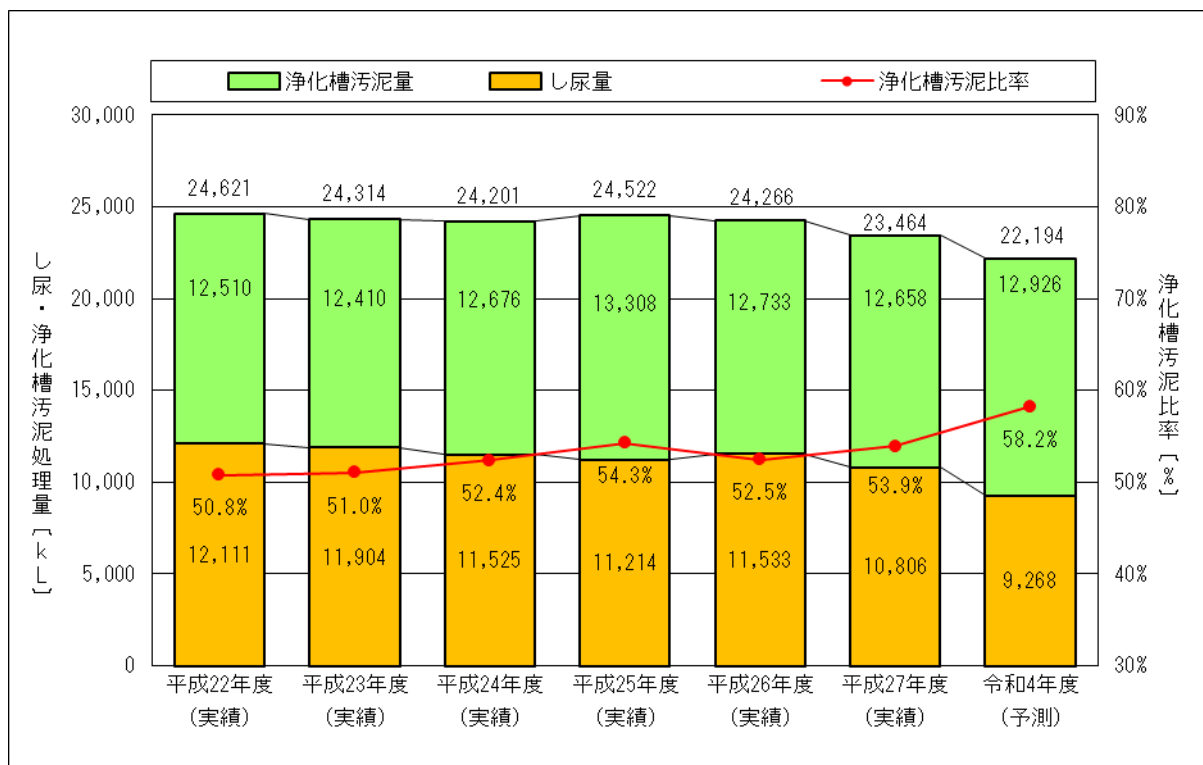


※自家処理量を除く

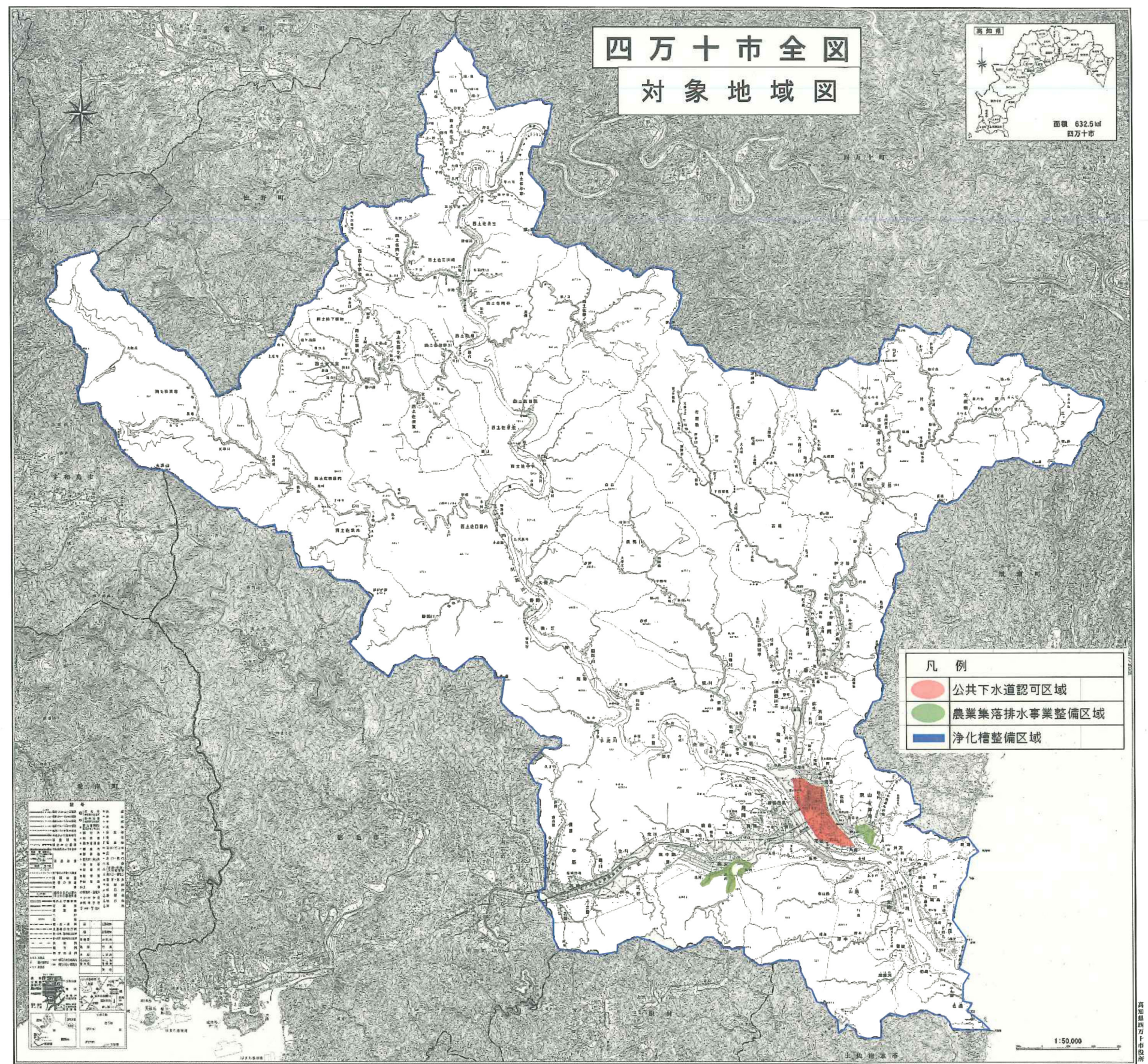
参考図-5 ごみ処理量の実績と目標



参考図-6 生活排水処理の実績と目標

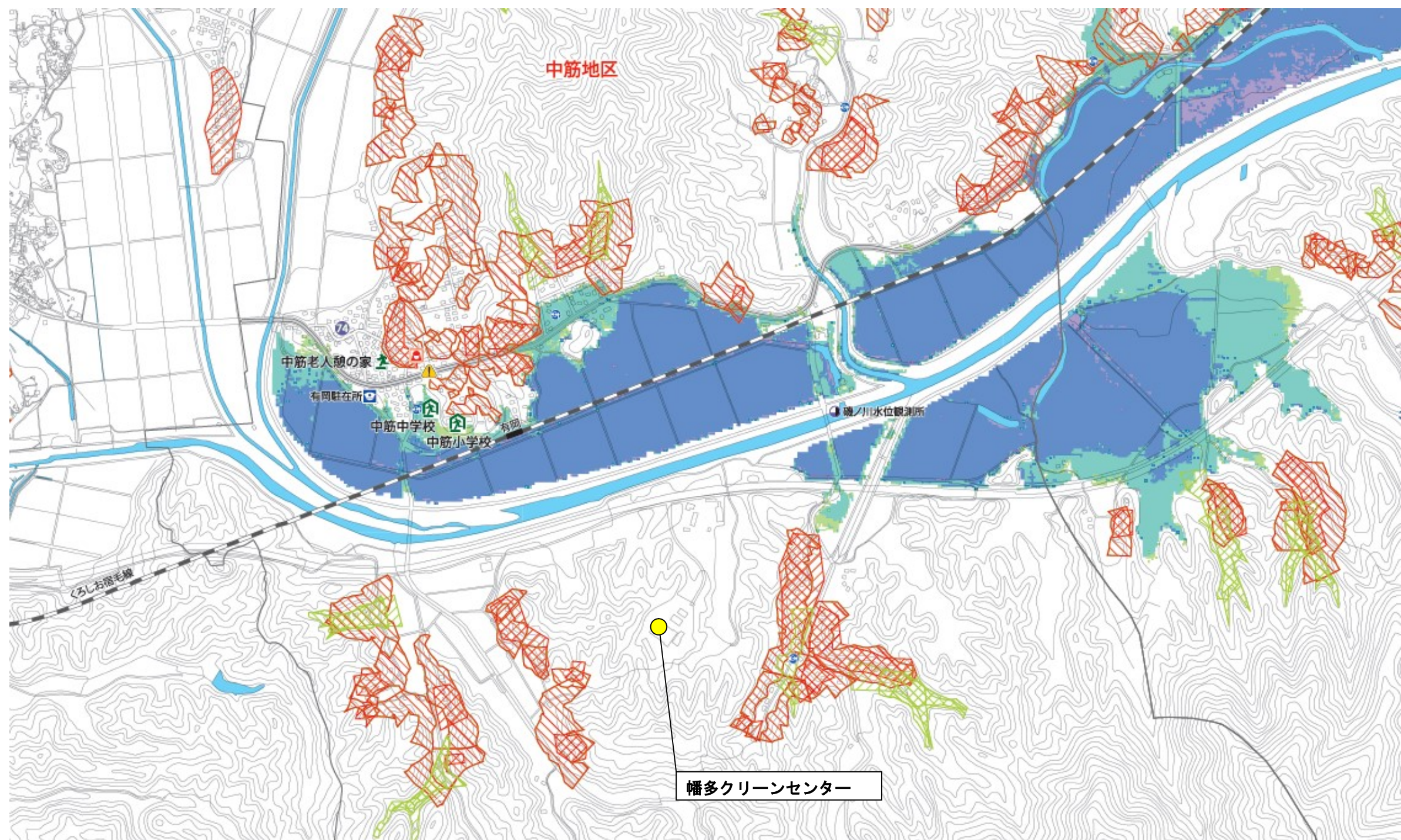


参考図-7 し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績と目標



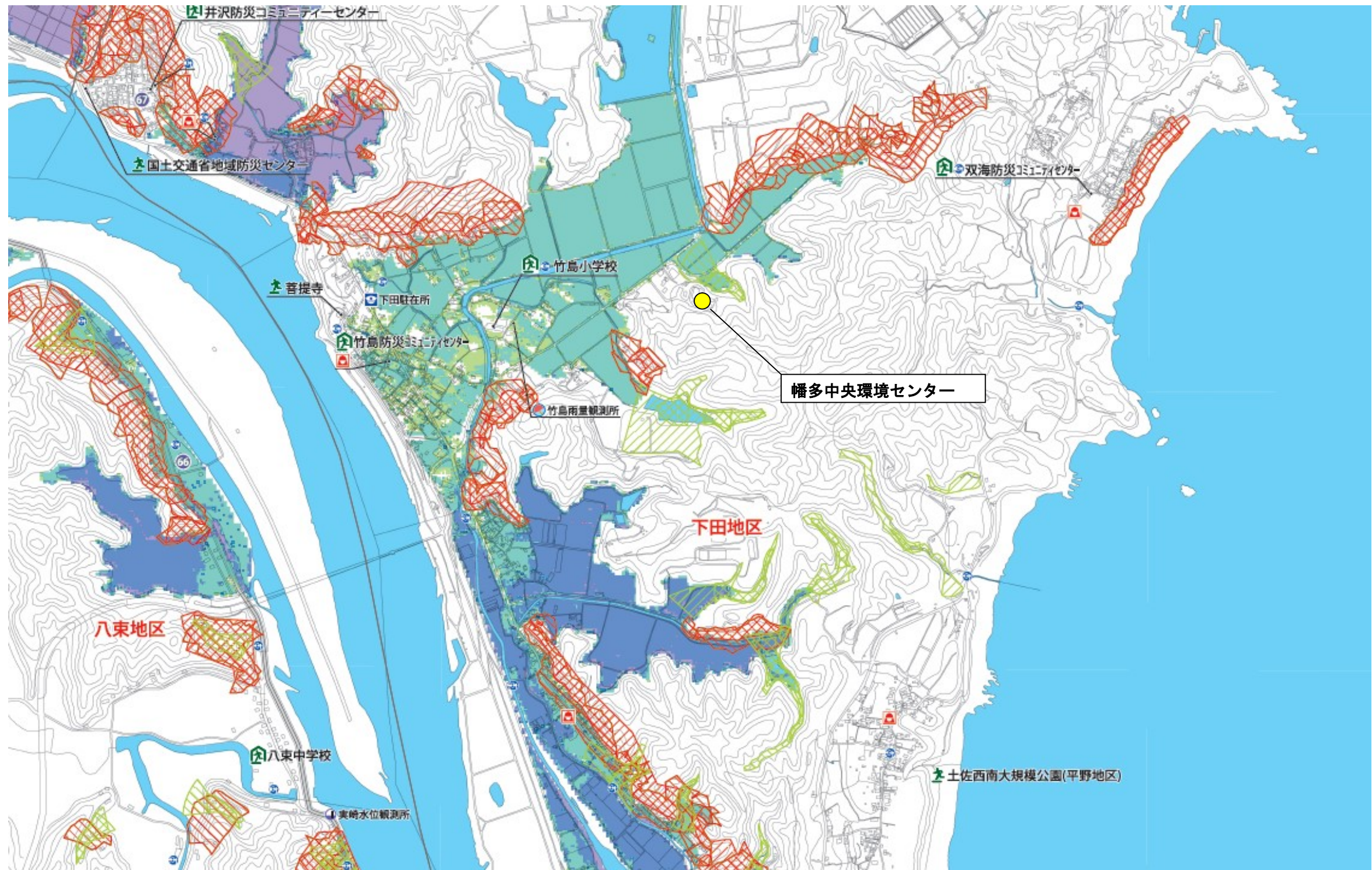
参考図-8 生活排水処理計画地域図

四万十市風水害ハザードマップ（幡多クリーンセンター）



参考図-9-① 風水害ハザードマップ

四万十市風水害ハザードマップ（幡多中央環境センター）



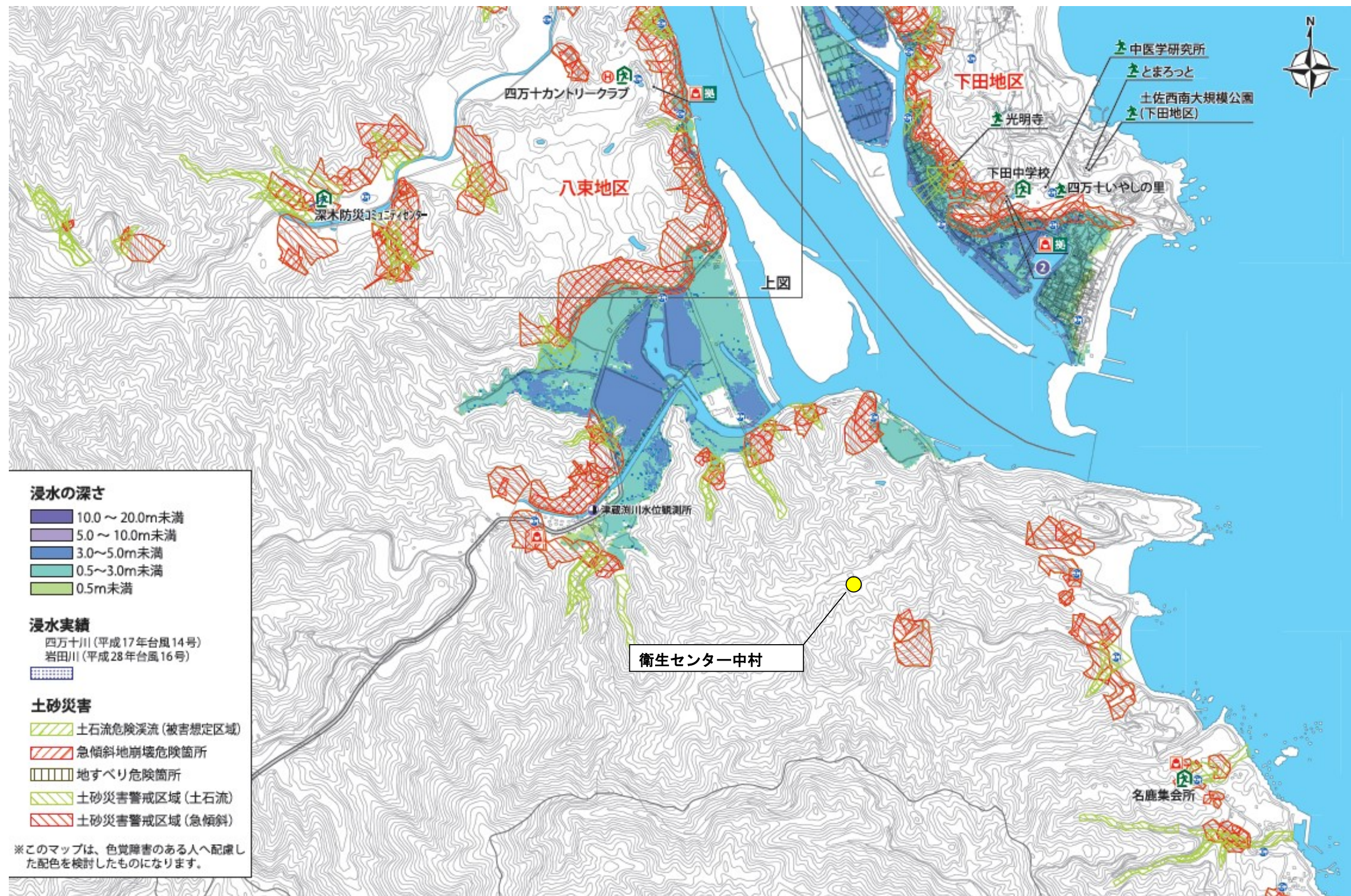
参考図-9-② 風水害ハザードマップ

四万十市風水害ハザードマップ（西土佐ごみ処理場）



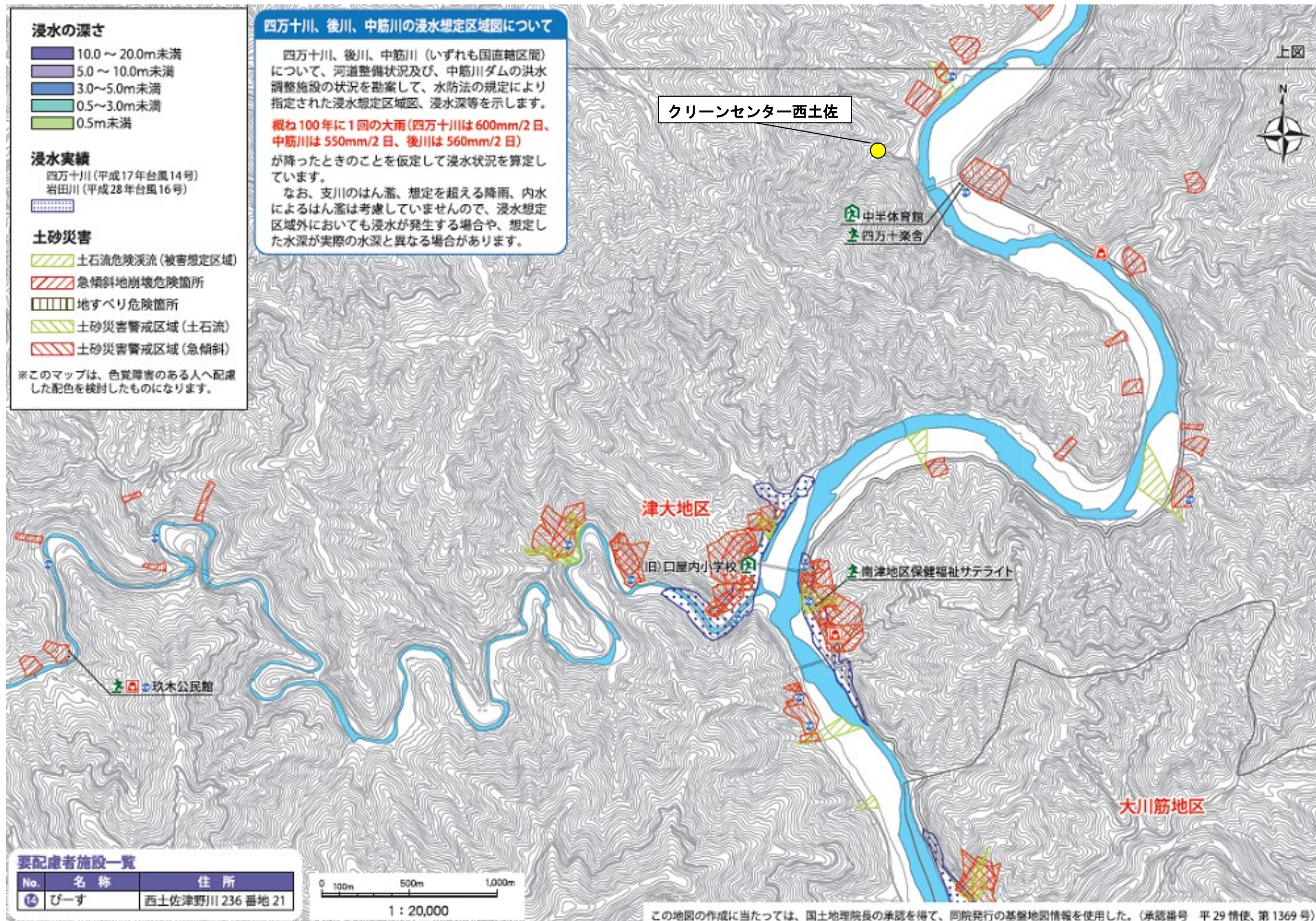
参考図-9-③ 風水害ハザードマップ

四万十市風水害ハザードマップ（衛生センター中村）



参考図-9-④ 風水害ハザードマップ

四万十市風水害ハザードマップ（クリーンセンター西土佐）



参考図-9-⑤ 風水害ハザードマップ

参考表-2(1) 現有処理施設の概要(1)

○ごみ溶融施設

幡多広域市町村圏 事務組合	名 称	幡多クリーンセンター
	所 在 地	高知県四万十市上ノ土居 1544
	敷地面積	30,520 m ²
	建築面積	5,001 m ²
	延床面積	11,794 m ²
	処理能力	溶融施設 140 t /24h (70 t /24h×2 炉)
		粗大ごみ破砕機 5.6 t /5h
	処理方式	直接溶融・資源化システム
	竣 工	平成 14 年 11 月
	改 修 等	平成 25 年 3 月 (基幹的設備改良)
	設備概要	受入供給設備 ピットアンドクレーン方式
		溶融炉設備 充填層式堅型シャフト炉方式
		燃焼設備 旋回燃焼方式
		燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式
		排ガス処理設備 ろ過式集塵機＋乾式消石灰吹込＋脱硝触媒
		余熱利用設備 蒸気タービン発電、場内給湯、吹込み空気加熱
		通風設備 平衡通風方式
		溶融物処理設備 水砕・ホッパ方式
	灰搬出設備 密閉式スクリューコンベア搬送方式	

○資源化処理施設

幡多広域市町村圏 事務組合	名 称	幡多クリーンセンターリサイクルプラザ
	所 在 地	高知県四万十市上ノ土居 1544
	敷 地 面 積	30,520 m ²
	建 築 面 積	1,906 m ² (管理棟含む)
	延 床 面 積	2,244 m ² (管理棟含む)
	処 理 能 力	ペットボトル：0.6 t /5h、紙類：18.4t/5h
	処 理 方 式	梱包、破砕
	竣工年月日	平成 14 年 11 月
	処 理 対 象	ペットボトル、紙類、水銀含有物
幡多中央 環境施設組合	名 称	幡多中央環境センター
	所 在 地	高知県四万十市竹島 2932-3
	処 理 能 力	188m ²
	処 理 方 式	ストックヤード
	使用開始	平成 11 年度
	処 理 対 象	ビン類
四万十市	名 称	西土佐ごみ処理場
	所 在 地	高知県四万十市西土佐江川崎 2788-3
	処 理 能 力	9t/日
	処 理 方 式	ストックヤード
	使用開始	昭和 50 年度
	処 理 対 象	缶類、ビン類、紙類、ペットボトル、古着・古布

参考表-2(2) 現有処理施設の概要(2)

○し尿処理施設

事業主体	四万十市	
施設名称	衛生センター中村	クリーンセンター西土佐
所在地	高知県四万十市名鹿 119-1	高知県四万十市西土佐茅生 2
竣工	昭和 59 年 3 月	平成 15 年 3 月
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	62kL/日	9t/日
資源化	—	—
備考	—	基幹的設備改良事業実施予定